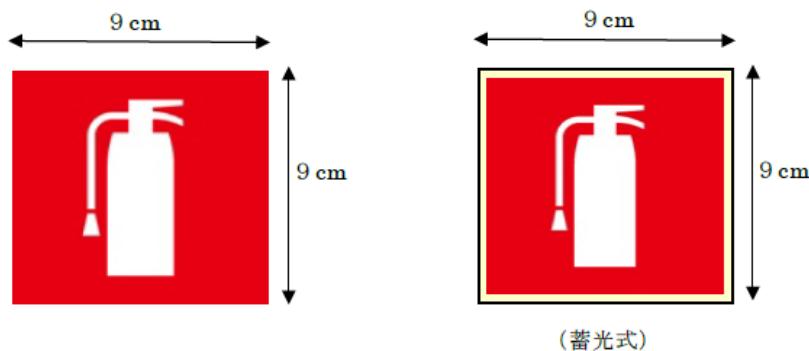


第 25 標識

1 標識又は表示の方法

- (1) 規則、告示等により規定される消防用設備等の標識又は表示の方法は、別表第 1 のとおりとする。^{☞ i}
- (2) 標識及び表示の文字は鮮明度をそこなわない範囲で、当該標識及び表示の大きさに応じたものとすること。^{☞ i}
- (3) 制御弁等をパイプシャフト内等に設ける場合の標識等の設置場所は当該パイプシャフトの扉に設置すること。
なお、複数の弁類等を同一場所に設ける場合は、各弁等にも標識等を設けること。
- (4) 消火器を直接視認することができる状態で設置した場合にあっては、令第 32 条の規定を適用し、別表第 1 の消火器の標識に代えて JIS Z 8210 に定める消火器のピクトグラム（下図参照）を設けることができるものとする。



別表第 1

種 別	区分	表示区分	色		大きさ(cm)		設置場所	根拠法令等		
			地	文字	長辺	短辺				
消 火 器 具	簡易 消火用具	消火器	消火器	赤 白	24	8	当該消火器具 のある場所の 見やすい位置 (色、大きさは 指導基準。以 下同じ。)	規則 告示		
		水バケツ	消火バケツ	赤 白	24	8				
		水槽	消火水槽	赤 白	24	8				
		乾燥砂	消火砂	赤 白	24	8				
		膨張ひる石 膨張真珠岩	消火ひる石	赤 白	24	8				
	屋内消火栓設備	消火栓箱	消火栓	赤 白	30	10	屋内消火栓箱 の表面	規則 告示		
		非常電源用 開閉器	屋内消火栓設備用	白 赤	文字の鮮明 度をそこな わない範囲 で自由		当該開閉器の 直近の見やす い位置			
		開閉弁 止水弁	開閉方向	文字の鮮明度をそこなわ ない範囲で自由 又は、 弁についている表示でも 可(S→ O→又は開→ 閉→等)			当該弁の直近 の見やすい位 置			
		逆止弁	流れの方向	文字の鮮明度をそこなわ ない範囲で自由			当該逆止弁の 直近の見やす い位置			
		消火ポンプ室	消火ポンプ室	赤 白	30	10	当該室の入口 の見やすい位 置	指導基準		
	スプリンクラー設備 (共同住宅用スプリ ンクラー設備、特定 施設水道連結型スプ リンクラー設備)	テスト弁	テスト弁	赤 白	30	10	当該テスト弁 の直近の見 やすい位置			
		制御弁	制御弁 (スプリンクラー)	赤 白	30	10	当該設備の直 近の見やすい 位置	規則 告示		
		送水口	送水口 (スプリンクラー)	赤 白	30	10				

		末端試験弁	末 端 試 験 弁	赤	白	30	10	当該試験弁の直近の見やすい位置	指導基準
		補助散水栓箱	消 火 用 散 水 栓	赤	白	30	10	補助散水栓箱の表面	
		手動起動装置(ドレンチャヤー設備)	手 動 起 動 装 置 (ドレンチャヤー設備)	赤	白	30	10	当該起動装置の直近の見やすい位置	
		送水口付近の排水弁	排 水 弁 弁類に「一次側」「二次側」及び「常閉」の表示をすること。	赤	白	30	10	当該排水弁の直近の見やすい位置	
水噴霧消火設備等 (水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、特定駐車場泡消火設備)	手動式起動装置	手 動 起 動 装 置 ()	()内には当該設備の種別を表示すること。	赤	白	30	10	当該設備の直近の見やすい位置	規則 告示
	ホース接続口	ホ ース 接 続 口 ()	()内には当該設備の種別を表示すること。	赤	白	30	10	当該設備の直近の見やすい位置	
	移動式消火設備箱	移動式〇〇消火設備 〇〇には当該設備の種別を表示すること。	赤	白	30	10	当該消火設備箱の表面		
	貯蔵容器	充てん消火剤量、消火剤の種類、製造年及び製造者名を表示すること。ただし、CO ₂ の場合は消火剤の種類は不要。	文字の鮮明度をそこなわない範囲で自由				当該貯蔵容器の見やすい箇所		
	起動装置名称、取扱い方法等	防護区画の名称、取扱い方法、保安上の注意事項等を表示すること。	起動装置の直近の見やすい位置						
	貯蔵容器設置場所(不活性ガス消火、ハロゲン化物)	貯蔵容器設置場所 (〇〇消火設備) 〇〇には当該設備の種別を記入すること。	白	黒	30	10	当該貯蔵容器の見やすい位置	指導基準	
	自動復旧装置	自 動 復 旧 装 置	赤	白	15	5	当該復旧装置の直近のみ見やすい位置		

	屋外消火栓設備 (箱内に消火栓弁を設置する場合)	消火栓箱	屋 外 消 火 栓	赤	白	30	10	当該設備の直近の見やすい位置	規 則 告 示
	屋外消火栓設備 (箱内に消火栓弁を設置しない場合)	消火栓箱	ホ 一 ス 格 納 箱 (屋外消火栓)	赤	白	30	10		
	自動火災報知設備	消火栓	消 火 栓						
		常用電源用開閉器	自動火災報知設備用	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲で自由		当該設備の直近の見やすい位置	規 則 告 示
		警戒区域一覧図	警戒区域を明確に表示すること。	文字の鮮明度をそこなわない範囲で自由				受信機の付近の見やすい位置	
警 報	ガス漏れ火災警報設備	受信機設置室	受 信 機 設 置 室	赤	白	24	8	当該室の入口の見やすい位置	指導基準
		ガス漏れ表示灯	ガス漏れ表示灯	文字の鮮明度をそこなわない範囲で自由				ガス漏れ表示灯の直近の見やすい位置	指導基準
設 備	消防機関に通報する火災報知設備	発信機用押ボタン	火 灾 報 知 器	赤	白	24	8	発信機の上方で見やすい位置	規 則 告 示
	非常警報設備	通話装置	通 話 装 置	赤	白	文字の鮮明度を損なわない範囲で自由	通話装置の本体正面又は収納箱の付近の見やすい位置	規 則 告 示	
		通話装置に非常電話の認定品を使用した場合	非 常 電 話 又は 通 報 装 置 ※認定品については、製品に表示されたものでも可	赤	白				
	起動装置としての非常電話機(子機)		非 常 電 話	赤	白	30	10	当該非常電話機収納箱の付近の見やすい位置	指導基準
	テレビスタジオ等の部分で感知器と連動しない部分		非 常 放 送 中	赤	白	30	10	当該各居室の部分から識別できる確認灯とする	

避 難 設 備	避難器具	避難○○○○	白	黒	36	12	当該設備を設置した室の入口又は格納する場所の付近	規則 告示
		○○には器具の名称を表示のこと。						
		器具名 使用方法	白	黒	60	30	当該設備の直近の見やすい位置	
		当該避難器具の使用方法を簡記すること。						
	設置等場所に至る廊下、通路又は室の出入り口等	器具名 →	白	黒	36	12	設置場所に至る廊下、通路又は室の入口等の見やすい位置	規則 告示
		避難ロープ、避難はしご等一般に普及している用語については、当該器具名をもつてかえることができる。器具名の下に矢印を表示のこと。 避難器具設置						
	避難器具設置位置まで誘導する標識	(平面図) ●	白	黒 黒線	日本工業規格 A4 以上		当該避難器具のある階のEVホール及び階段室等の入口付近の見やすい位置(特定1階段)※	
	隔板等	避難経路である旨の表示 「非常口」「非常出口」又は「この先避難器具あり」「避難の際は、ここを破って避難ができます。」「避難の際は、ここを破って隣戸に避難して下さい。」 付近に物品を置くことを禁ずる旨の表示 「この付近に物を置かないで下さい。」「避難経路につき物品存置厳禁」					文字の大きさはおおむね5cm以上とすること。	指導基準
階下降下位置			塗料等で避難空地を表示すること。				当該避難器具の降下位置	指導基準
		避難器具降下地点 この前に物を置かないでください。	避難器具の降下地点である旨を表示すること。				当該避難器具の降下位置付近	

消防用水	吸管投入孔	図1参照	赤 白 白	緑色 直径 60	吸管投入孔直 近の見やすい 位置	指導基準
	採水口	採水口 (消防用水)	赤 白	30 10	採水口直近の 見やすい位置	
連結散水設備	送水口	送水口 (連結散水設備)	赤 白	30 10	当該設備の直 近の見やすい 位置	規則 告示
	送水区域、 選択弁、送 水口系統図	(平面図) 送水区域、選択弁、送水口の 位置を表示すること。 ※選択弁を設ける場合は送水 区域、選択弁を色分けするこ と。	白 黒	日本工業規 格 A4 以上	当該送水口の 直近の見やす い位置	
	排水弁	排水弁	赤 白	30 10	当該排水弁の 直近の見やす い位置	指導基準
消防活動上 必要な施設	送水口	送水口 (連結送水管)	赤 白	30 10	当該設備の直 近の見やすい 位置	規則 告示
	放水口	放水口 (連結送水管)	赤 白	30 10	当該設備の直 近の見やすい 位置	
	放水用器具 格納箱	放水用器具格納箱 (連結送水管)	赤 白	30 10	格納箱の表面 の見やすい位 置	
	排水弁	排水弁	赤 白	30 10	当該排水弁の 直近の見やす い位置	指導基準
	ブースター ポンプ室	ブースターポンプ室	赤 白	30 10	当該室の入口 の見やすい位 置	
	ブースター 運転時設計 送水圧力	ブースター運転時 送水圧力〇〇 MPa	赤 白	20 7	送水口の直近 の見やすい位 置	
	ブースター ポンプ一次 側の止水弁	連結送水管用止水弁	文字の鮮明度を損なわな い範囲で自由			

	非常コンセント設備	保護箱	非常コンセント	赤	白	25	10	保護箱の表面 又は直近	規則 告示
	無線通信補助設備	保護箱	消防隊専用 無線機接続端子	赤	白	文字の鮮明度をそこなわない範囲で自由	保護箱の表面 又は直近	規則 告示	



図1

備考

- 1 標示場所の状況等により、大きさをこの表に掲げる数値以上とする場合又は縦書とする場合には、長辺と短辺の比率をこの表の比率とすること。
- 2 「消火器」の標識には、必要に応じ普通火災用、油火災用、電気火災用等その適応性を付記してもさしつかえない。
- 3 屋内消火栓設備以外の消防用設備等の非常用電源開閉器、開閉弁、止水弁、逆止弁、消火ポンプ室、テスト弁の標識等については、屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備に準ずること。
- 4 設置位置を表示する標識及び設置等位置まで誘導する標識については、避難器具の設置場所が容易にわかる場合にあっては、設置しないことができる。
- 5 標識の材料は、耐久性及び耐候性等を有するものであること。